

令和4年3月4日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第64回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を書面開催し、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 県内及び全国の感染状況を踏まえた県の対応について
 - ・県の対応について、別添資料4「島根県の対応（案）」のとおり決定

（主な内容）

○都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。

○飲食店等の利用については、飲食の際の人数を4人以下とすること。ただし、（大田市以西の）県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合については、飲食の際の人数を8人以下とすること。なお、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しない。

○感染不安を感じる無症状の県民の方を対象とした無料検査については、要請の期間を3月31日まで延長する。

※参考として会議資料も添付しています。

第 64 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 3 月 4 日 (金)
(書面開催)

1. 県内及び全国の感染状況等を踏まえた県の対応について

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されてから令和4年3月2日までに、計6,687人の感染が確認されました。

2月は2,214人、3月は2日までに197人の感染が確認されています。

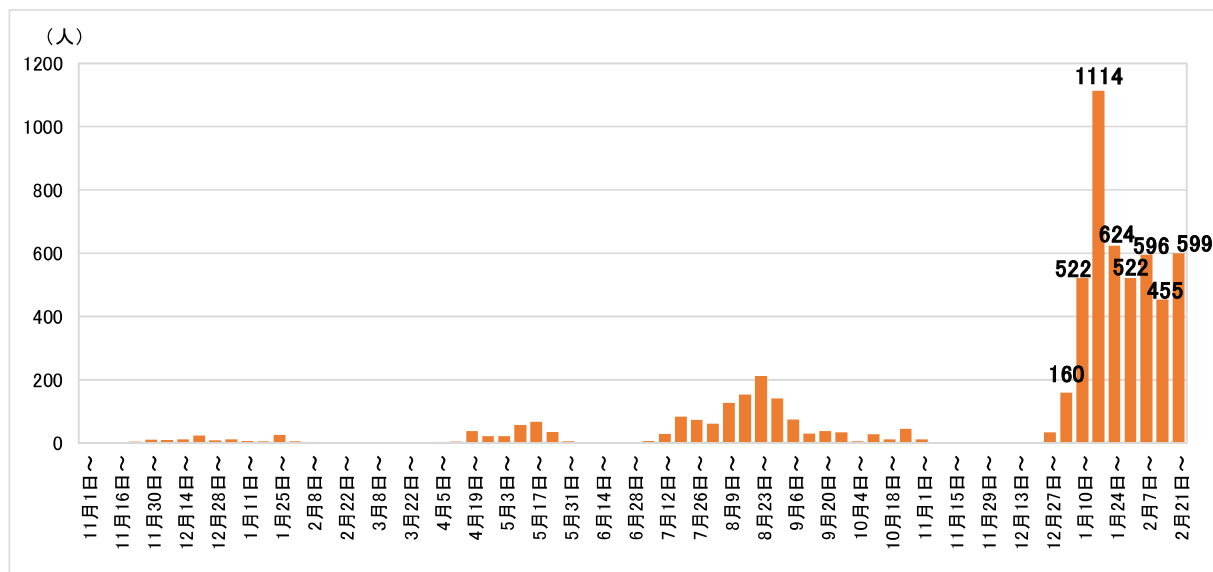
1. 令和4年2月以降の陽性患者の発生状況（3月2日確認分まで）

陽性判明日	陽性者数	居住地別内訳
2月1日	99 人	松江市22人、浜田市14人、出雲市32人、益田市7人、大田市11人、安来市2人、雲南市2人、川本町1人、美郷町2人、邑南町2人、県外4人
2月2日	89 人	松江市31人、浜田市14人、出雲市21人、益田市3人、大田市4人、安来市6人、江津市2人、雲南市1人、邑南町1人、県外6人
2月3日	73 人	松江市32人、浜田市7人、出雲市11人、益田市8人、大田市1人、安来市4人、江津市9人、県外1人
2月4日	53 人	松江市24人、浜田市3人、出雲市7人、益田市3人、大田市3人、安来市3人、江津市6人、県外4人
2月5日	56 人	松江市24人、浜田市12人、出雲市9人、大田市2人、安来市3人、江津市2人、雲南市1人、奥出雲町1人、県外2人
2月6日	64 人	松江市27人、浜田市10人、出雲市14人、大田市6人、安来市1人、江津市1人、奥出雲町3人、県外2人
2月7日	81 人	松江市34人、浜田市6人、出雲市22人、益田市7人、大田市3人、安来市5人、江津市1人、奥出雲町1人、県外2人
2月8日	99 人	松江市46人、浜田市7人、出雲市21人、益田市9人、大田市5人、安来市3人、江津市2人、奥出雲町1人、津和野町1人、県外4人
2月9日	96 人	松江市39人、浜田市4人、出雲市28人、益田市10人、大田市1人、安来市7人、江津市5人、雲南市1人、県外1人
2月10日	89 人	松江市36人、浜田市6人、出雲市26人、益田市2人、大田市1人、安来市13人、江津市1人、雲南市1人、奥出雲町1人、県外2人
2月11日	62 人	松江市24人、浜田市3人、出雲市15人、益田市1人、大田市2人、安来市12人、江津市1人、雲南市2人、飯南町1人、県外1人
2月12日	98 人	松江市46人、浜田市2人、出雲市23人、益田市4人、安来市17人、江津市2人、雲南市3人、飯南町1人

2月13日	71 人	松江市23人、浜田市1人、出雲市27人、益田市2人、大田市2人、安来市12人、江津市1人、雲南市1人、奥出雲町1人、美郷町1人
2月14日	65 人	松江市27人、浜田市3人、出雲市16人、益田市5人、大田市6人、安来市3人、雲南市1人、川本町1人、美郷町1人、邑南町2人
2月15日	63 人	松江市27人、浜田市8人、出雲市9人、益田市8人、大田市1人、安来市6人、雲南市1人、美郷町1人、邑南町2人
2月16日	66 人	松江市19人、浜田市8人、出雲市13人、益田市8人、大田市5人、安来市4人、江津市1人、奥出雲町3人、邑南町3人、海士町1人、県外1人
2月17日	51 人	松江市26人、浜田市8人、出雲市6人、益田市3人、安来市2人、邑南町3人、隠岐の島町2人、県外1人
2月18日	75 人	松江市33人、浜田市6人、出雲市13人、益田市4人、大田市2人、安来市1人、江津市1人、奥出雲町6人、邑南町6人、津和野町1人、隠岐の島町1人、県外1人
2月19日	73 人	松江市32人、浜田市4人、出雲市19人、益田市1人、安来市5人、雲南市5人、奥出雲町4人、邑南町1人、県外2人
2月20日	62 人	松江市18人、浜田市4人、出雲市20人、安来市2人、雲南市12人、奥出雲町1人、川本町1人、邑南町1人、津和野町2人、県外1人
2月21日	112 人	松江市59人、浜田市2人、出雲市22人、益田市1人、安来市4人、雲南市9人、奥出雲町3人、邑南町1人、津和野町4人、県外7人
2月22日	84 人	松江市22人、浜田市2人、出雲市19人、安来市13人、雲南市23人、奥出雲町2人、邑南町2人
2月23日	66 人	松江市31人、浜田市2人、出雲市11人、安来市7人、江津市1人、雲南市10人、奥出雲町1人、邑南町2人、県外1人
2月24日	86 人	松江市27人、浜田市6人、出雲市21人、益田市1人、安来市11人、江津市3人、雲南市10人、邑南町5人、県外2人
2月25日	70 人	松江市33人、浜田市2人、出雲市11人、大田市1人、安来市1人、雲南市18人、邑南町3人、津和野町1人
2月26日	87 人	松江市45人、浜田市1人、出雲市21人、安来市4人、雲南市12人、邑南町1人、県外2人
2月27日	94 人	松江市59人、浜田市1人、出雲市17人、安来市8人、雲南市8人、県外1人
2月28日	130 人	松江市70人、浜田市3人、出雲市28人、益田市6人、安来市7人、雲南市16人
2月計	2,214 人	

3月1日	97 人	松江市48人、浜田市3人、出雲市20人、益田市3人、大田市1人、安来市1人、江津市1人、雲南市16人、奥出雲町1人、邑南町1人、県外2人
3月2日	100 人	松江市38人、浜田市7人、出雲市32人、益田市3人、安来市4人、雲南市9人、奥出雲町1人、川本町4人、邑南町1人、県外1人
3月2日までの計	197 人	

2. 令和2年11月以降の陽性者数の推移（週単位：令和4年2月27日確認分まで）



※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計

※直近は2/21～2/27までの集計（実績：599人）

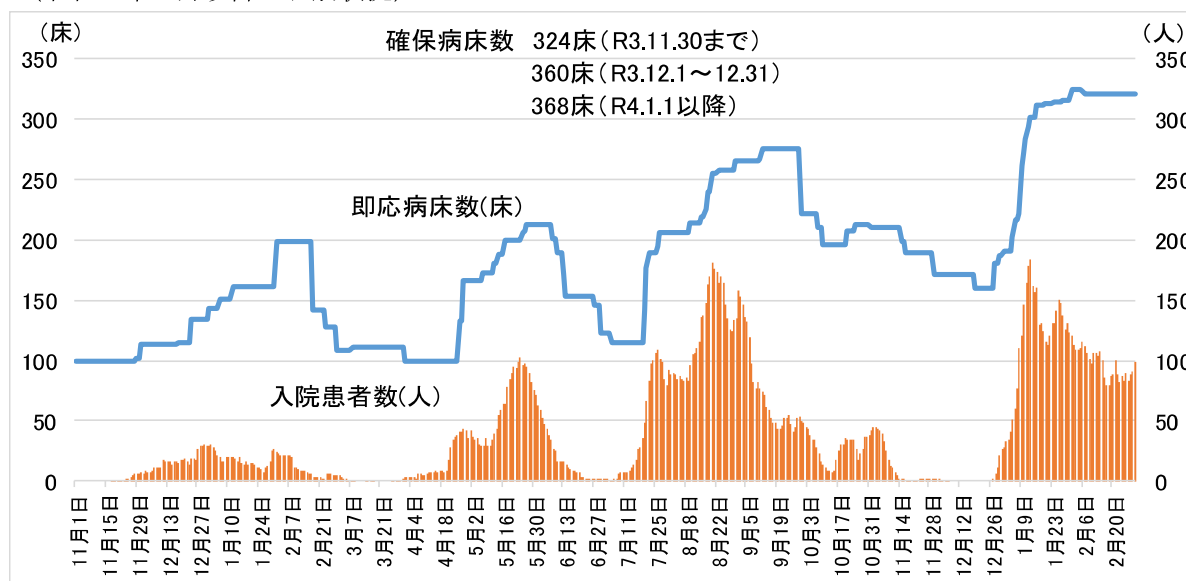
3. 病床確保状況及び使用率（3月2日時点）

確保病床数 (A)	病床使用率	
	即応病床 (B)	確保病床 (C/A)
368床	321床	26.9%

入院患者数 (C)				
	重症	中等症	軽症	無症状
99人	0人	21人	43人	26人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

(令和2年11月以降の日別状況)



- ・入院調整済(入院等予定者) 89人
- ・調整中 87人

4. 軽症者等の療養(3月2日時点)

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設(松江市・80室)
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」(出雲市・33室)
- ・島根県立少年自然の家(江津市・20室)

宿泊療養者数 25人
自宅療養者数 537人

5. 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数(2/24~3/2確認分) ※保健所単位

松江保健所 149.25人、雲南保健所 177.68人、出雲保健所 86.76人、県央保健所 36.32人
浜田保健所 35.56人、益田保健所 24.60人、隠岐保健所 0人

資料 2

令和4年3月3日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 2月14日～2月20日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	2月21日～2月27日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	人口10万人あたり （人）	
1	大阪	8,809	88.09	65,118	739.22	900.41	-161.19
2	東京	13,921	139.21	87,564	629.01	744.44	-115.44
3	奈良	1,330	13.30	7,693	578.42	620.53	-42.11
4	兵庫	5,466	54.66	30,268	553.75	598.72	-44.97
5	神奈川	9,198	91.98	48,510	527.40	558.76	-31.37
6	愛知	7,552	75.52	37,728	499.58	551.81	-52.24
7	埼玉	7,350	73.50	36,210	492.65	516.30	-23.65
8	京都	2,583	25.83	12,692	491.37	567.05	-75.69
9	滋賀	1,414	14.14	6,406	453.04	456.29	-3.25
10	千葉	6,259	62.59	28,201	450.57	509.67	-59.10
11	福岡	5,104	51.04	22,013	431.29	505.39	-74.10
12	北海道	5,250	52.50	16,765	319.33	357.39	-38.06
13	茨城	2,860	28.60	9,101	318.22	319.65	-1.43
14	佐賀	815	8.15	2,390	293.25	351.66	-58.40
15	香川	956	9.56	2,737	286.30	290.90	-4.60
16	静岡	3,644	36.44	10,264	281.67	296.46	-14.79
17	富山	1,044	10.44	2,898	277.59	294.25	-16.67
18	沖縄	1,453	14.53	3,969	273.16	292.02	-18.86
19	岐阜	1,987	19.87	5,286	266.03	319.83	-53.80
20	福井	768	7.68	1,968	256.25	238.02	↑ 18.23
21	石川	1,138	11.38	2,845	250.00	245.69	↑ 4.31
22	和歌山	925	9.25	2,281	246.59	293.08	-46.49
23	山梨	811	8.11	1,985	244.76	291.62	-46.86
24	栃木	1,934	19.34	4,718	243.95	307.60	-63.65
25	熊本	1,748	17.48	4,250	243.14	280.49	-37.36
26	徳島	728	7.28	1,767	242.72	209.48	↑ 33.24
27	三重	1,781	17.81	4,212	236.50	273.16	-36.66
28	群馬	1,942	19.42	4,520	232.75	268.18	-35.43
29	岡山	1,890	18.90	4,182	221.27	270.74	-49.47
30	青森	1,246	12.46	2,698	216.53	214.21	↑ 2.33
31	宮城	2,306	23.06	4,708	204.16	226.71	-22.55
32	広島	2,804	28.04	5,182	184.81	202.60	-17.80
33	鹿児島	1,602	16.02	2,953	184.33	221.41	-37.08
34	大分	1,135	11.35	2,048	180.44	198.15	-17.71
35	鳥取	556	5.56	986	177.34	123.02	↑ 54.32
36	高知	698	6.98	1,222	175.07	220.63	-45.56
37	長崎	1,327	13.27	2,147	161.79	178.37	-16.58
38	岩手	1,227	12.27	1,812	147.68	126.89	↑ 20.78
39	新潟	2,223	22.23	3,180	143.05	156.23	-13.18
40	秋田	966	9.66	1,344	139.13	139.23	-0.10
41	長野	2,049	20.49	2,830	138.12	162.62	-24.50
42	宮崎	1,073	10.73	1,451	135.23	142.96	-7.74
43	山口	1,358	13.58	1,817	133.80	145.36	-11.56
44	山形	1,078	10.78	1,346	124.86	134.14	-9.28
45	福島	1,846	18.46	2,075	112.41	133.97	-21.56
46	愛媛	1,339	13.39	1,439	107.47	118.45	-10.98
47	島根	674	6.74	523	77.60	68.84	↑ 8.75

まん延防止等重点措置適用中の都道府県（2/21～3/6）

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県，男女別人口及び人口性比－総人口，日本人人口（2019年10月1日現在）
 感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（2月28日）

令和 4 年 3 月 3 日 10：00 時点
(2 月 24 日～3 月 2 日)

令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	・確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>368</u> 床 使用状況 <u>99</u> 床) (3/3 10 時現在 <u>26.9</u>%) ・直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (3/3 10 時現在 <u>99.55</u> 人/10 万人/週) 注 1	III
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	・病床使用率 50%超 (3/3 10 時現在 <u>26.9</u>%) ・重症病床使用率 50%超 (3/3 10 時現在 <u>1/28</u> 床 <u>0.0</u>%) ・予測ツールや様々な指標に基づき、「3 週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注 2	(III の最終局面)
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注 1 保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注 2 政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和4年3月3日10:00時点
(2月24日～3月2日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標		医療提供体制の負荷			感染の状況			監視体制（参考）	
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR 陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合		
		入院医療 注1	重症者用病床						
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	入院率 <u>40%以下</u>	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>20人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15人</u> / 10 万人/週以上	<u>50%以上</u>	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	入院率 <u>25%以下</u>	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>30人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25人</u> / 10 万人/週以上	<u>50%以上</u>	-
県の状況 【3/3 10:00 時点】		・ 確保病床の使用率 <u>26.9%</u> ・ 入院率 <u>11.8%</u>		・ 確保病床の使用率 <u>0.0%</u>	人口 10 万人当たりの全療養者数 <u>125.49人</u>	<u>7.3%</u> 注2	<u>99.55人</u> /10 万人/週	<u>20.7%</u>	<u>1.27</u>
		・ 最大確保病床数 368 床 ・ 使用状況 99 床		・ 最大確保病床数 28 床 ・ 使用状況 0 床	全療養者 837 人 (入院者 99 人) (宿泊療養者 25 人) (自宅療養者 537 人) (入院等予定者 89 人) (入院等調整中 87 人)	2/14～2/20 455 人 /6, 223 件	2/24～3/2 664 人	2/24～3/2 135 人/652 人 ※調査中を除く	【2/17～2/23】 523 人 【2/24～3/2】 664 人

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口 10 万人あたり 10 人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）」について（6 指標）」より引用。

注2 県の PCR 陽性率は、PCR 検査・抗原検査等の総数を使用。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年3月5日から当面の間とする。

1. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えていただく必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。

また、感染拡大地域に在住している基礎疾患を有する島根県出身者等が、島根県が実施する一時帰県支援制度を利用するための移動は差し支えない。

県外出張などについては、行き先の都道府県の感染状況を十分確認の上、延期の検討や、リモートでの代替を事業所等において再度、

検討し、やむを得ないものに限ること。

県外から人を招くこととなる仕事についても同様に、延期の検討や、リモートでの代替を再度、検討し、やむを得ないものに限ること。

2. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を3月31日までとする。(特措法第24条第9項に基づく要請)

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用することを前提として、

- (1) 飲食の際の人数を、4人以下とすること。ただし、感染状況を踏まえ、県西部地域と隠岐地域の飲食店等を利用する場合については、飲食の際の人数を8人以下とすること。

なお、同居する家族等での利用については、この人数制限を適用しない。

- (2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で2時間を限度とすること。

- (3) 県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること。ただし、鳥取県と、生活圏域（通勤・買い物等）に属する広島県・山口県の一部の地域の方との飲食については、控える必要はないこと。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第24条第9項に基づく要請）

8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応（別紙）」に示す要件に沿って開催すること。（特措法第24条第9項に基づく要請）

9. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和４年２月１８日島根県対策本部決定）

【令和４年２月２１日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和４年２月１８日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和４年２月１８日付け事務連絡）に基づき、令和４年２月２１日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を１００％とする②それ以外の場合は、人数上限５,０００人又は収容定員５０％のいずれか大きい方かつ収容率の上限を５０％（大声あり）（注１）又は１００％（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注２）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注４）	収容定員まで	５,０００人又は収容定員５０％ のいずれか大きい方
収容率 （注４）	１００％ 大声なしの担保が前提	大声なし１００％、大声あり５０％以内 （席がない場合は十分な間隔）

（注１）令和３年１１月１９日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注２）参加人数が５,０００人超かつ収容率５０％超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注３）様式は別に定める。

（注４）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者５,０００人超かつ収容率５０％超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の２週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注３）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から１年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和４年２月１８日付け事務連絡を確認すること。